

横 浜 市
都筑区タウンセンター周辺地区
道路特定事業計画

平成22年6月

横 浜 市 都 筑 区
横 浜 市 道 路 局

横浜市
都筑区タウンセンター周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー新法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	3
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	6
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	33

1. はじめに

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が施行されました。これを受け、横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。

今回、横浜市北部の広域交流拠点として、都筑区役所をはじめ多様な機能が集積した「都筑区タウンセンター周辺地区（以下、タウンセンター周辺地区とする）」を対象として、「横浜市都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想」を平成22年5月に策定しました。

都筑区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー新法の仕組み

（1）バリアフリー新法とは

バリアフリー新法は、高齢者や身体障害者のみならず知的・精神・発達障害など、全ての障害者、妊婦、けが人などの、建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的としています。

また、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

●公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

●重点整備地区のバリアフリー化の推進

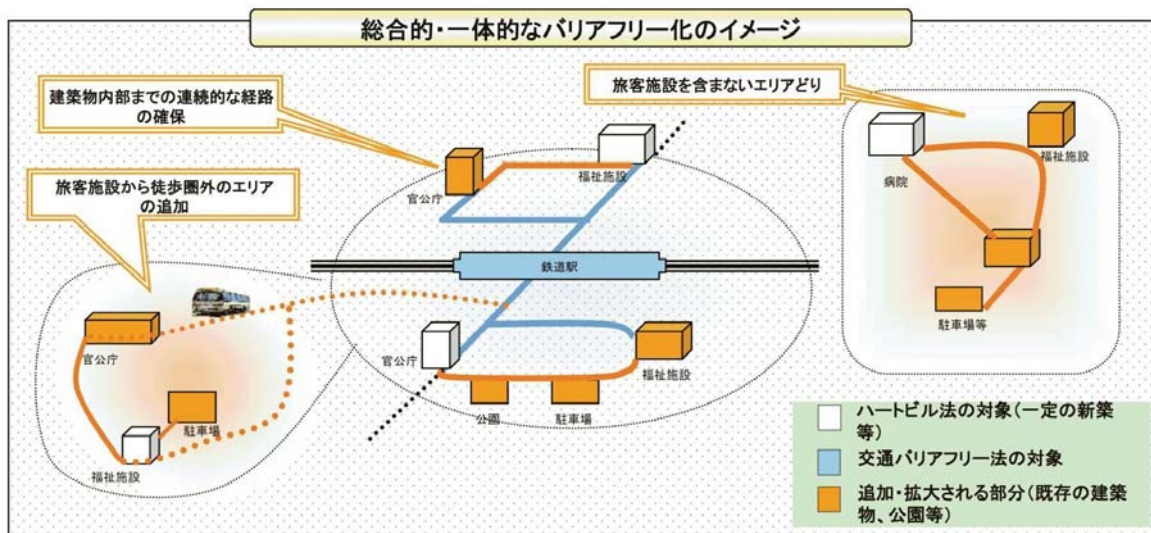
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

(2) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

都筑区タウンセンター周辺地区では、「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される協議会（準備会）で検討を重ねて、バリアフリー基本構想が策定されました。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、平成26年度を目標に、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。



国土交通省配布資料より引用

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

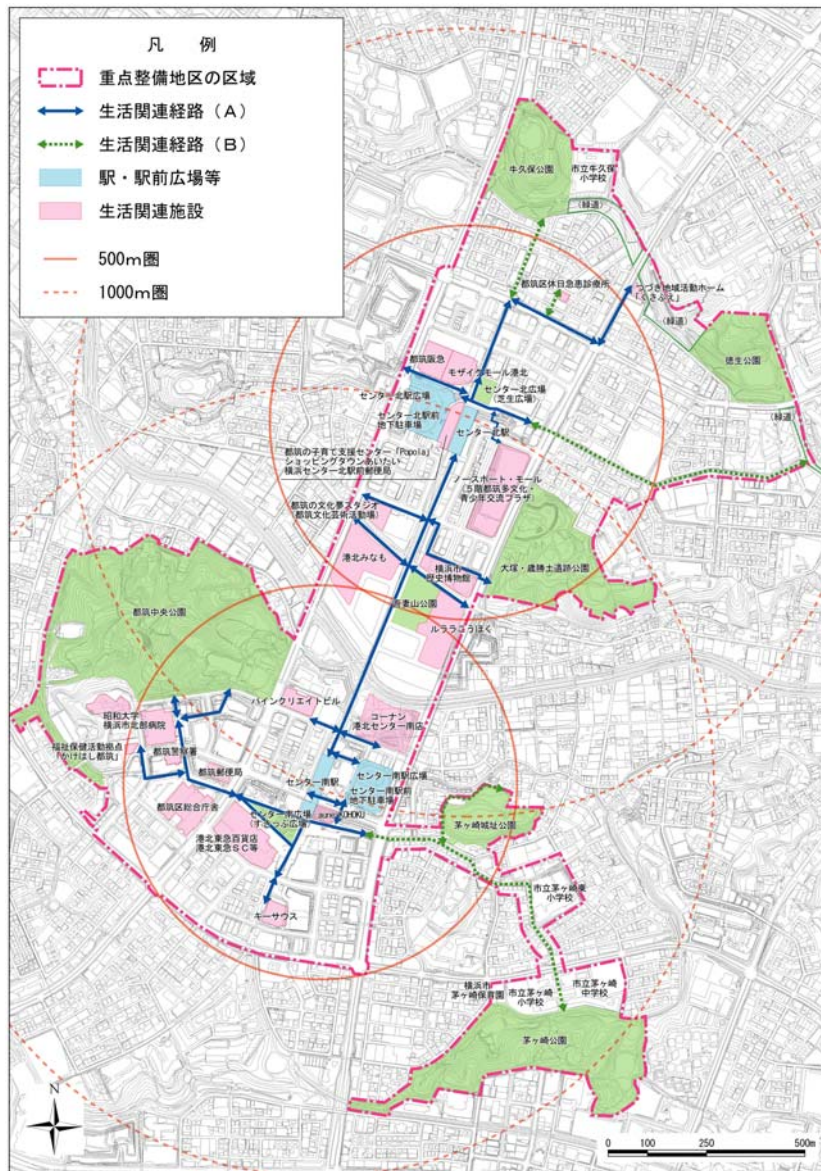
平成22年5月に策定された「都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路（A）」と「生活関連経路（B）」が定められています。

■生活関連経路（A）

法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において両基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

■生活関連経路（B）

経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）



4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

*重点整備地区：生活関連施設（駅、官公庁、福祉施設、その他の施設）の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区。

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、平成26年度までを目標に整備を実施します。

(2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

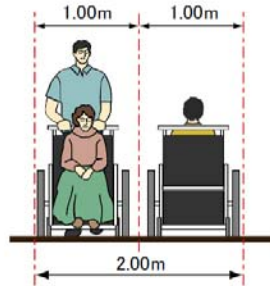
(3) 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

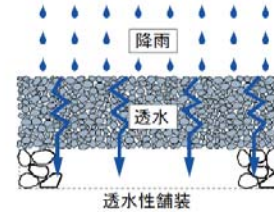
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



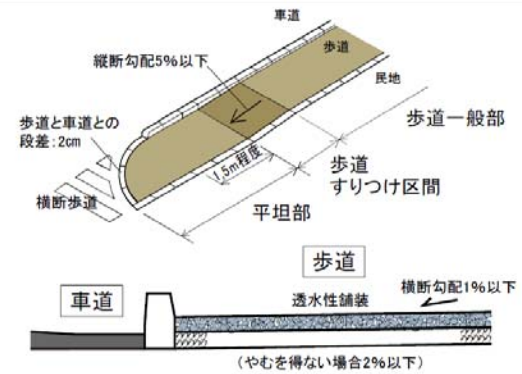
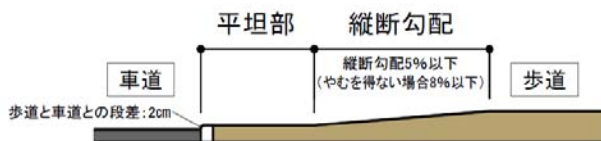
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



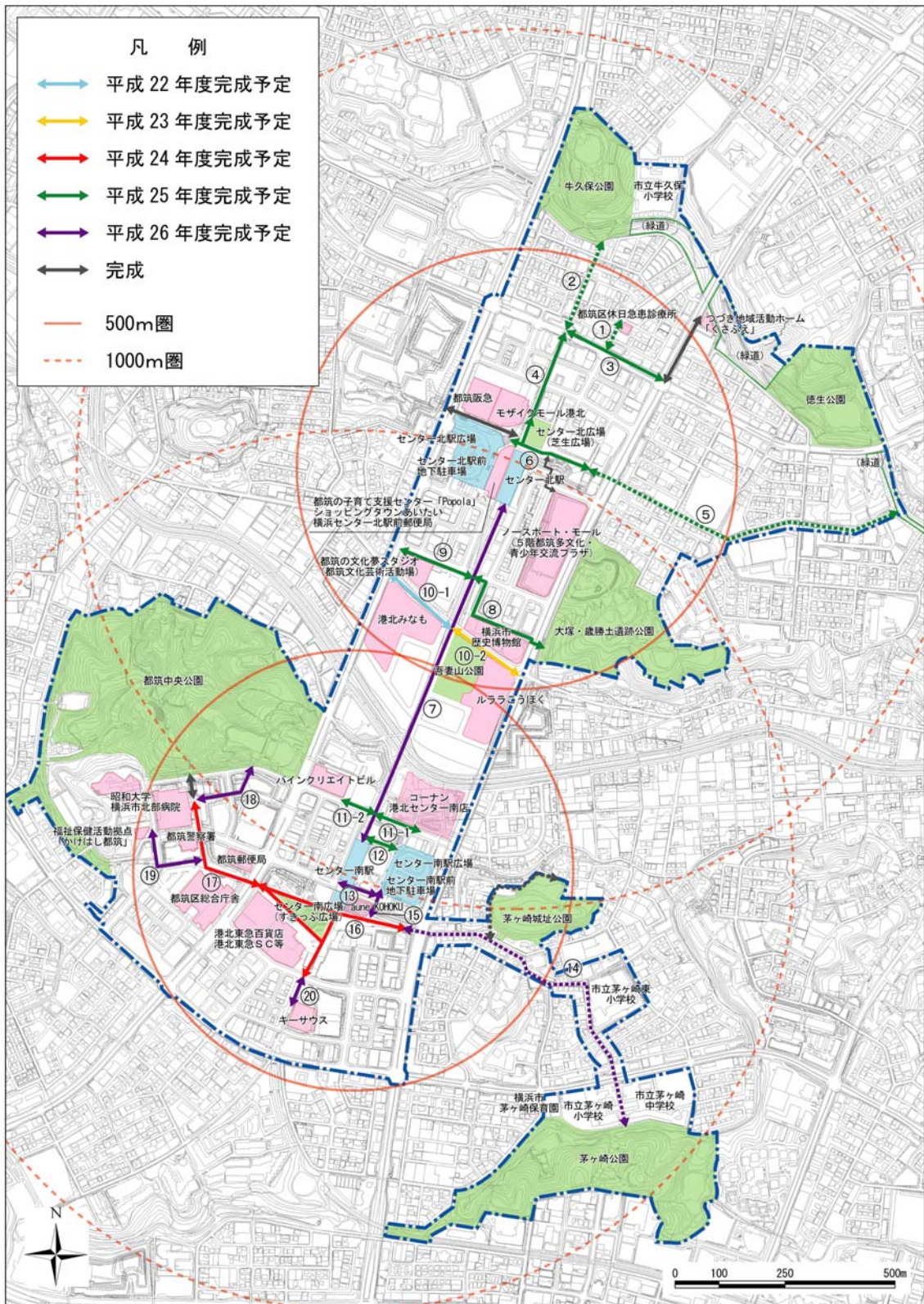
■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

(2) 道路特定事業計画の対象経路



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：①休日急患診療所前（北山田299）

事業区間：都筑区医療センター入口交差点～都筑区休日急患診療所前

事業延長：70m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

[経路]：都筑区医療センター入口交差点から都筑区休日急患診療所前への主経路である。

[課題]：歩行空間において舗装の波打ちが発生している。

[対策]：歩道の拡幅(1.5m→2.0m)し、セミフラット化する。

【事業内容】

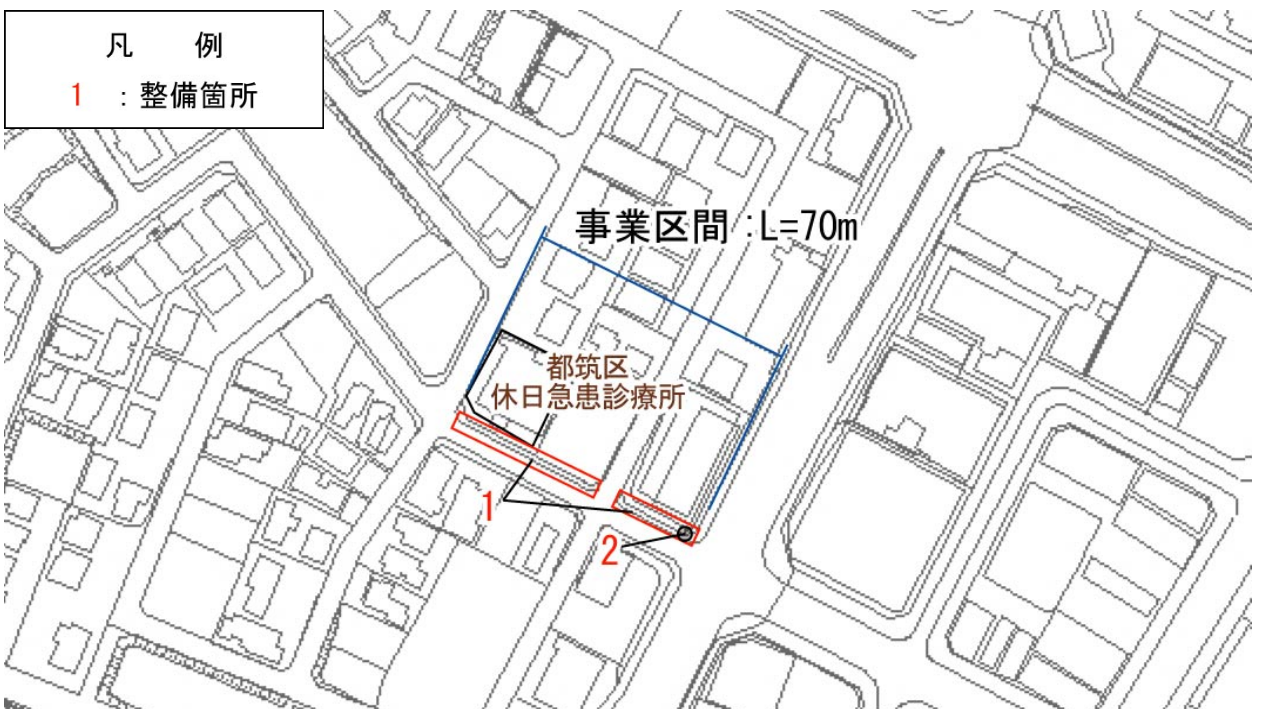
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	70	1	
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1,2	
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

歩道の拡幅にあわせ道路の改修が必要（別途検討が必要）

■位置図

凡例
1：整備箇所



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：②牛久保公園南側（北山田305, 306）

事業区間：並木歩道橋（歩道橋を含む）～牛久保公園

事業延長：240m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

[経路]：並木歩道橋（歩道橋を含む）から牛久保公園への主経路である。

[課題]：歩道橋へ上がる歩道の舗装が平坦でなく、階段部の視覚障害者誘導用ブロックの輝度比・規格がJIS規格と異なる。

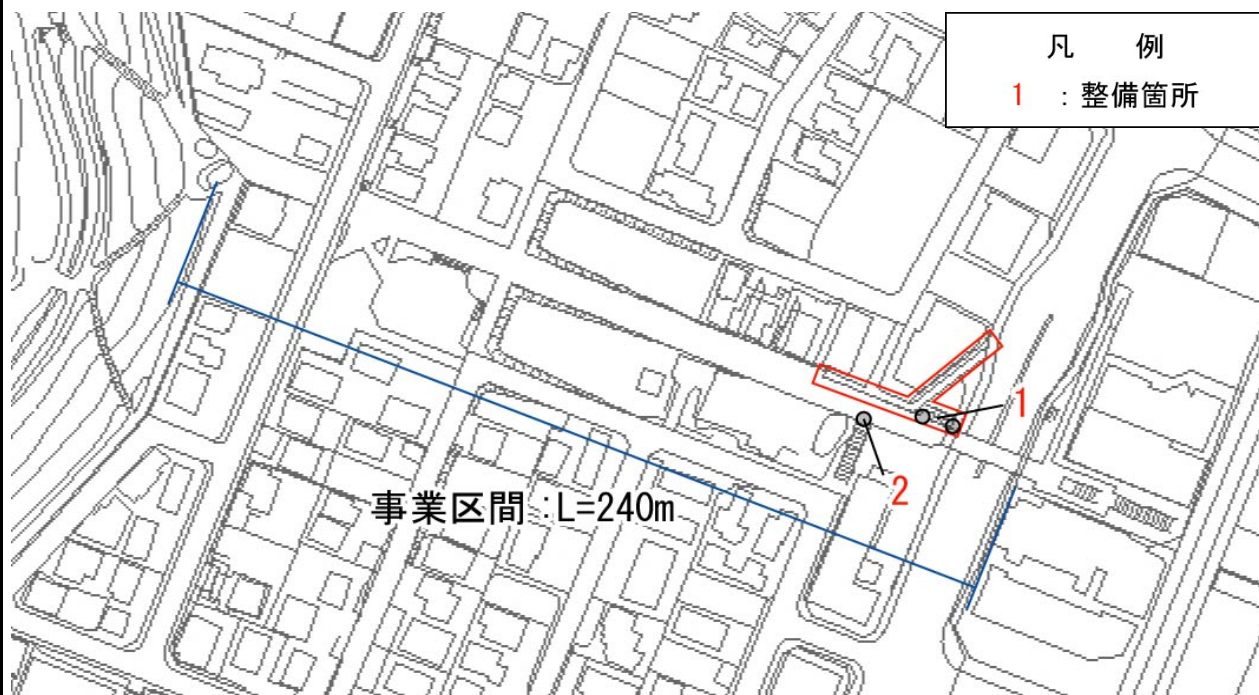
[対策]：舗装の改修による平坦性の確保および視覚障害者誘導用ブロックの補修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m	130	1
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	3	1, 2
その他				
2段手摺の設置	m	65	1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：③牛久保・中川線（牛久保中川線7137）

事業区間：並木歩道橋下～請地交差点

事業延長：240m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：並木歩道橋下から請地交差点を結ぶ経路である。

〔課題〕：交差点部における段差や勾配がきつい箇所がある。

〔対策〕：交差点部の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保 歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修 舗装材の改修 排水施設の改修	箇所 m ² 箇所	2 40 1,2	1,2
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設 改修	m m		
交差点等の部分敷設	新設 改修	箇所 箇所	2 1,2	
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	2,3	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】
 経路名：④センター北駅北側（北山田302, 304, 360）
 事業区間：モザイクモール港北横～並木歩道橋下
 事業延長：200m
 事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

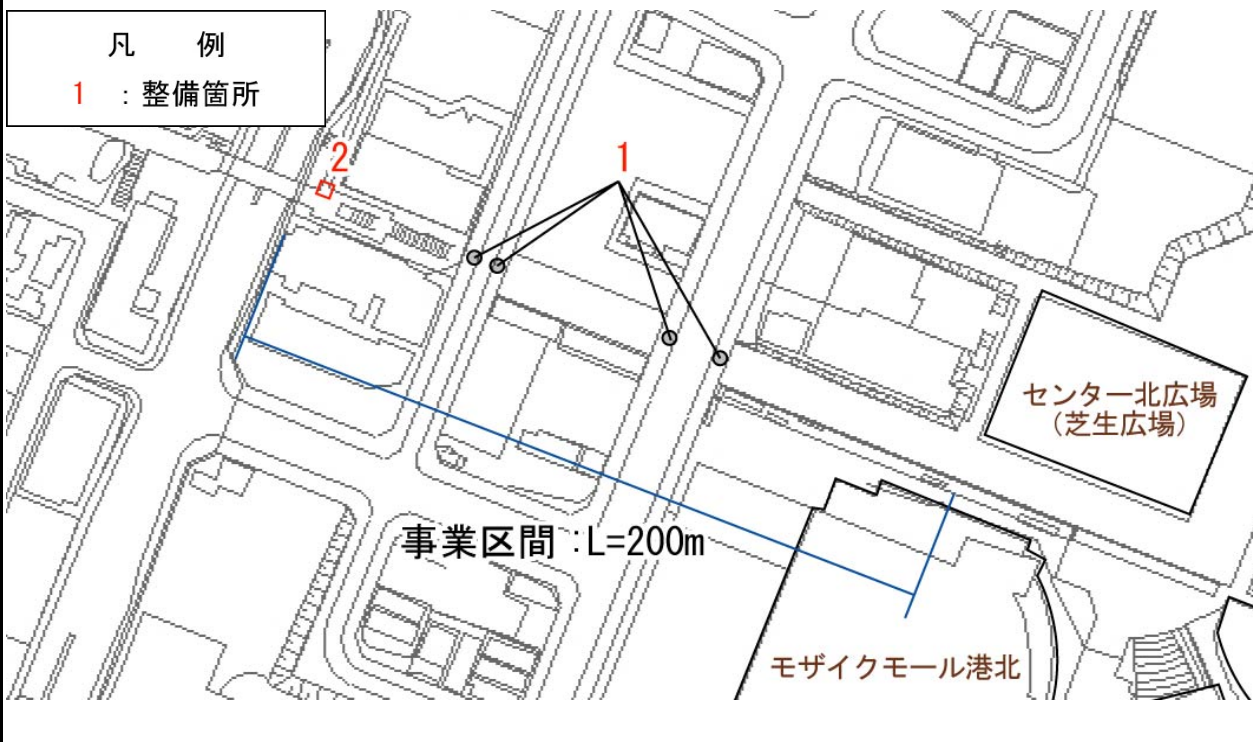
[経路]: モザイクモール港北横から並木歩道橋下への主経路である。
 [課題]: 車道と歩道の間に段差があり、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が不十分である。
 [対策]: 交差点部の段差・すりつけ勾配の改修と視覚障害者誘導用ブロックの新設・改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保 歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	1
	舗装材の改修	m	10	2
	排水施設の改修	箇所	4	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	4	1

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑤さくらんぼ・ひめりんご公園前（中川60, 68、北山田373）

事業区間：ほのか歩道橋～くさぶえの道

事業延長：760m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：ほのか歩道橋からくさぶえの道への主経路である。

〔課題〕：歩道橋への歩道・スロープにおいて、2段手摺が設置されていない。また、階段部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。

〔対策〕：歩道およびスロープにおいて、2段手摺の設置をする。また、階段部において、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

【事業内容】

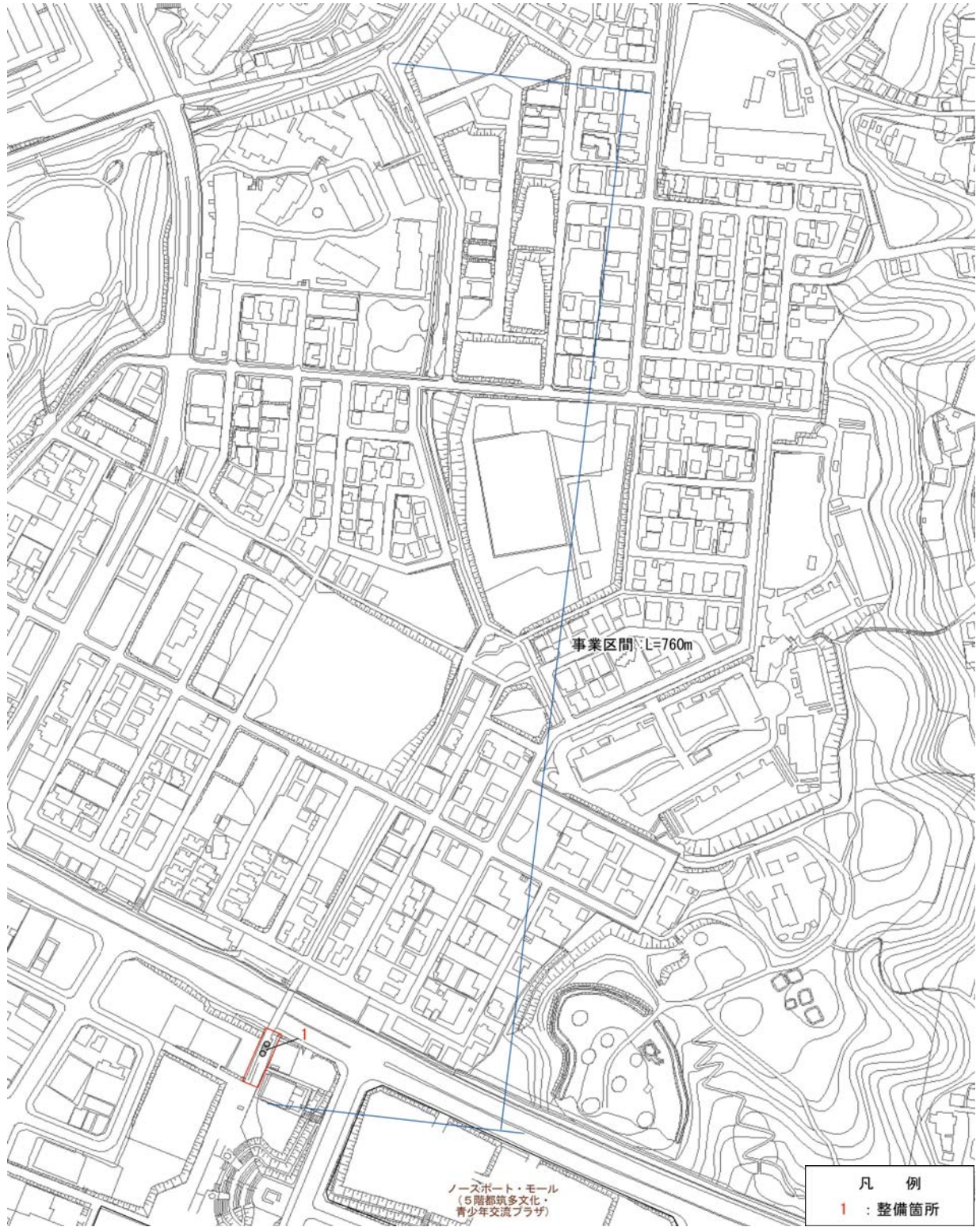
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
バス停部・階段部等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	1
その他				
2段手摺の設置		m	45	1

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑥センター北駅前（北山田360, 362、駅前広場）

事業区間：センター北広場周辺

事業延長：280m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：センター北広場の周辺で駅前の経路である。

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックが劣化している箇所がある。

〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの補修を行う。

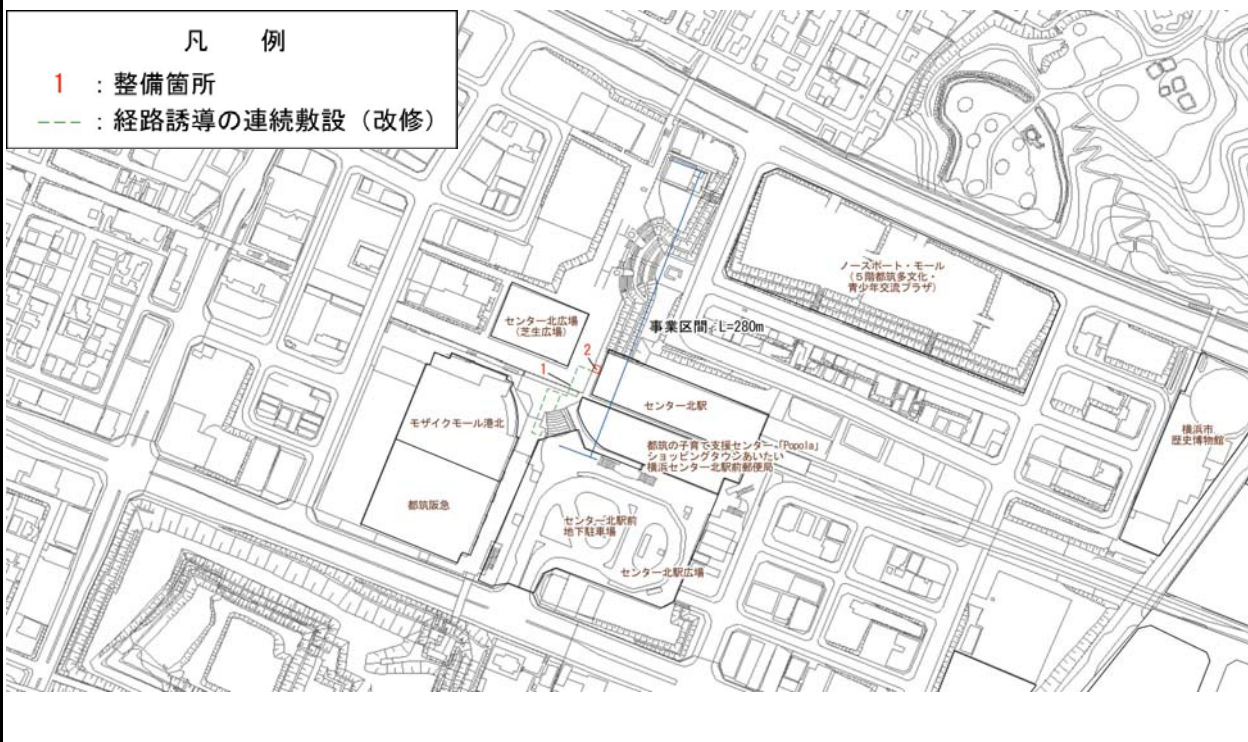
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	10	2
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	120	1
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

駅前広場については、タクシー・バス事業者と調整し、改修を検討していく。

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑦みなきたウォーク（中川39, 47, 97, 101, 159, 238, 240）

事業区間：センター北駅～センター南駅

事業延長：830m

事業実施予定期間：平成25年度～平成26年度

【整備方針】

〔経路〕：センター北駅からセンター南駅をつなぐ経路である。

〔課題〕：舗装の平坦性が保たれていない箇所がある。

〔対策〕：舗装の改修を実施する。休憩場所等の設置については別途検討を行う。

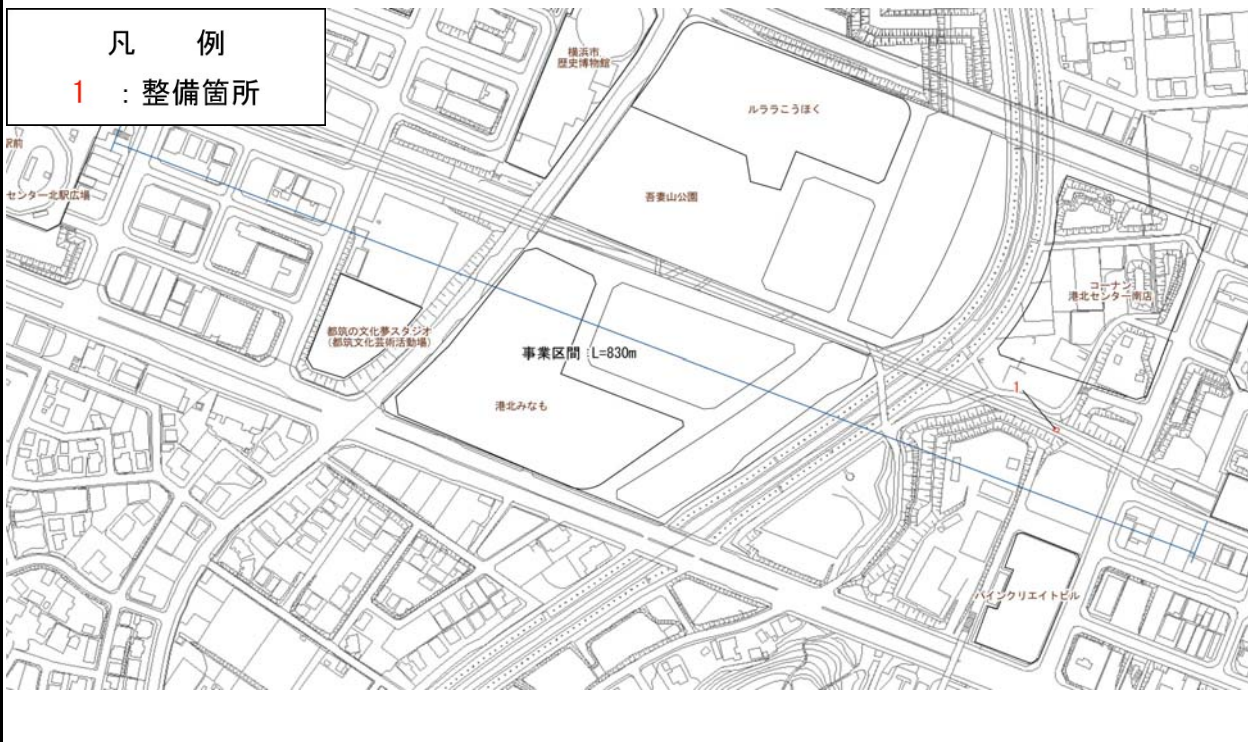
【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	10	
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

歩行者動線について、継続して検討していく。

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑧横浜市歴史博物館前（中川33, 48, 103）

事業区間：みなきたウォーク～大塚歳勝土公園

事業延長：290m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：みなきたウォークから大塚歳勝土公園までを結ぶ経路で、横浜市歴史博物館にいたる経路である。

〔課題〕：舗装が平坦でない箇所がある。また、視覚障害者誘導用ブロックの劣化がある。

〔対策〕：舗装の補修および視覚障害者誘導用ブロックの敷設をする。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	5	1

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑨都筑の文化 夢スタジオ前（中川33）
 事業区間：みなきたウォーク～都筑の文化ゆめスタジオ前
 事業延長：180m
 事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

[経路]: みなきたウォークから都筑の文化ゆめスタジオに至る経路である。
 [課題]: 歩道の波打ちがある。また、歩道上に車止めがある関係で、歩行者にとって危険である。
 [対策]: 歩道の波打ち解消のため、舗装の改修を行う。また、車止めの撤去を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	1
	部分改修（歩道部のみの改修）	m	150	1
	排水施設の改修	箇所	2	1
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
車止めの改修	箇所	2	1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

駐車場管理者との協議が必要。

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑩-1 港北みなも前（県道横浜生田1236）

事業区間：みなきたウォーク～港北みなも前

事業延長：180m

事業実施予定期間：平成22年度

【整備方針】

[経路]：みなきたウォークから港北みなも前へ至る経路である。

[課題]：バス停部に視覚障害者誘導用ブロックがない。

[対策]：バス停部への視覚障害者誘導用ブロックの敷設をする。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1, 2	
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	1, 1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑩-2 ルララこうほく前（県道横浜生田1236）
 事業区間：みなきたウォーク～ルララこうほく前
 事業延長：170m
 事業実施予定期間：平成22年度～平成23年度

【整備方針】

[経路]：みなきたウォークからルララこうほく前へ至る経路である。
 [課題]：バス停部における視覚障害者誘導用ブロックがない。
 [対策]：視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	1	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑪-1 コーナン前（中川436）
 事業区間：黎明歩道橋下～コーナン港北センター南店前
 事業延長：100m
 事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

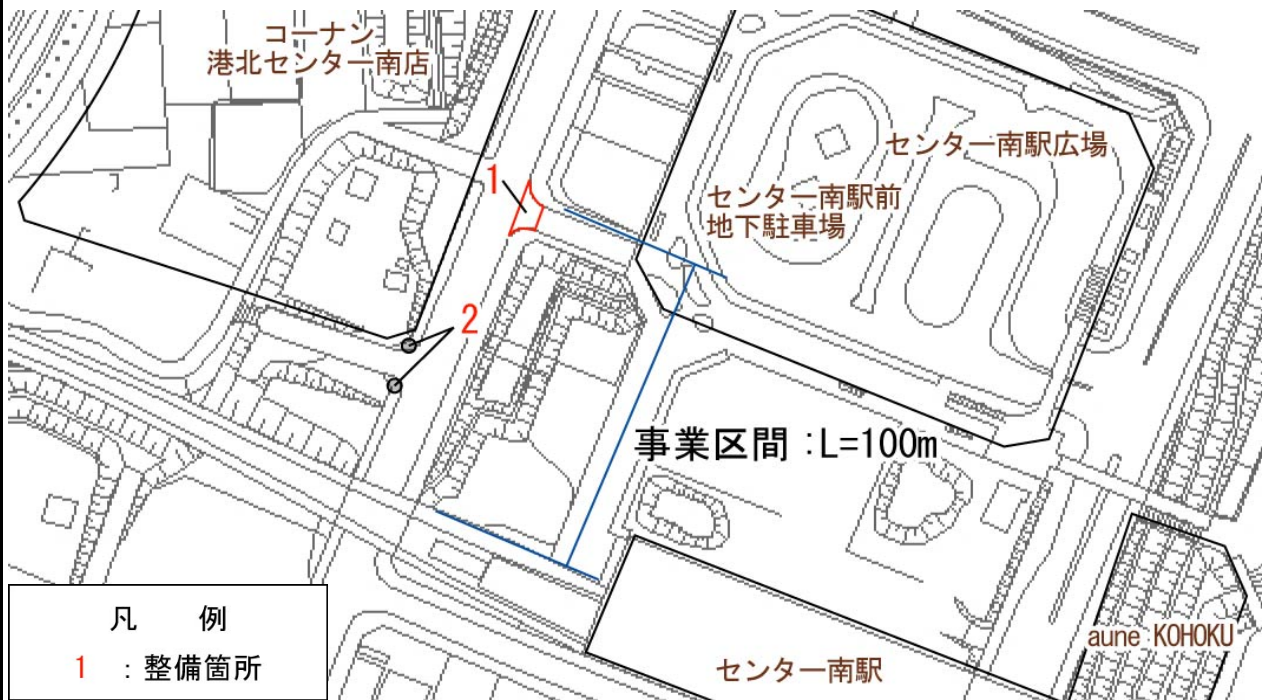
[経路]: 黎明歩道橋下からコーナン港北センター南店前へ至る経路である。
 [課題]: 横断歩道部に視覚障害者誘導用ブロックがない。また、舗装が平坦でない。
 [対策]: 視覚障害者誘導用ブロックの敷設。また、舗装の改修をする。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
	舗装のカラー化	m ²	20	1
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	2
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



凡 例
 1 : 整備箇所

■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑪-2 パインクリエイトビル前（中川436）

事業区間：黎明歩道橋下～パインクリエイトビル前

事業延長：90m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：黎明歩道橋下からパインクリエイトビルに至る経路である。

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの敷設が不十分である。

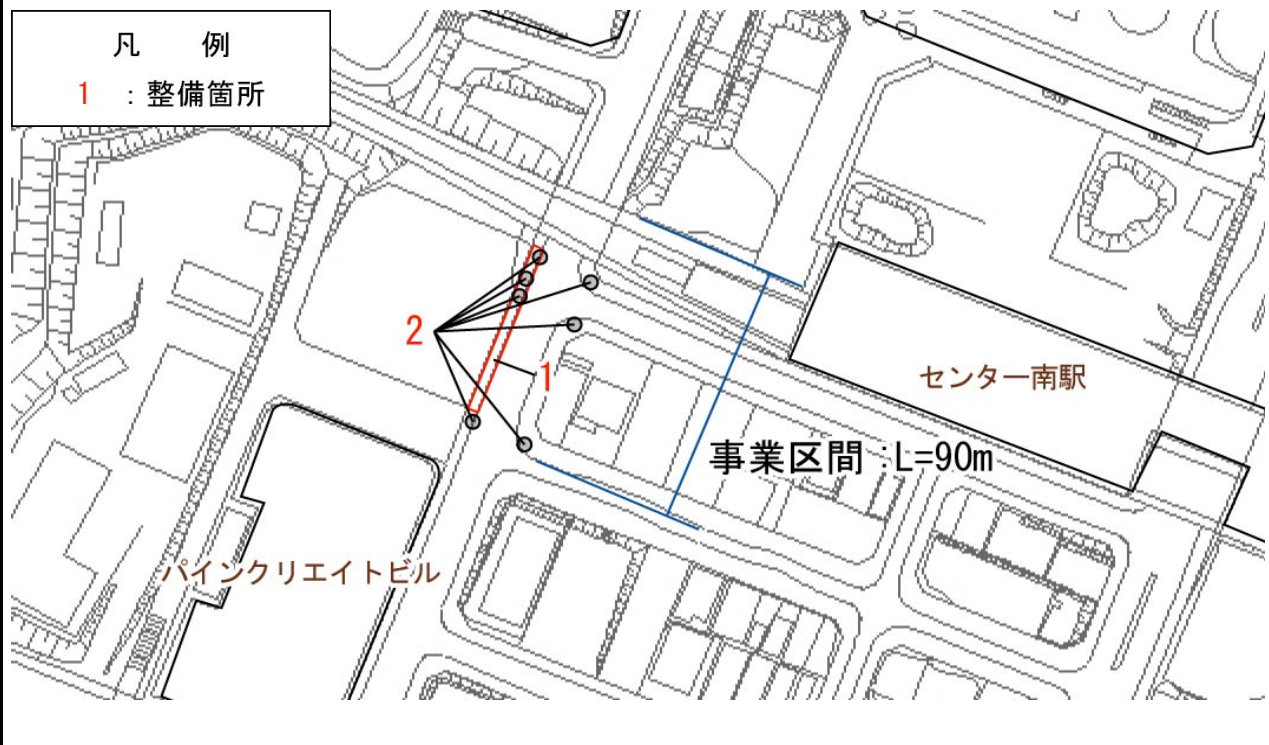
〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの敷設

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m	30	1	
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	7	2

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑫センター南駅北側（中川240、駅前広場）

事業区間：センター南駅～センター南駅広場（北側）

事業延長：60m

事業実施予定期間：平成24年度～平成25年度

【整備方針】

〔経路〕：センター南駅からセンター南駅広場へ至る経路である。

〔課題〕：交差箇所での視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所がある。

〔対策〕：交差箇所における視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	60	
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

駅前広場においてタクシー乗り場の平坦部の確保及び視覚障害者誘導ブロックの改修を行う。

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑬センター南駅南側（中川231）
 事業区間：センター南駅～センター南駅広場（南側）
 事業延長：90m
 事業実施予定期間：平成26年度

【整備方針】

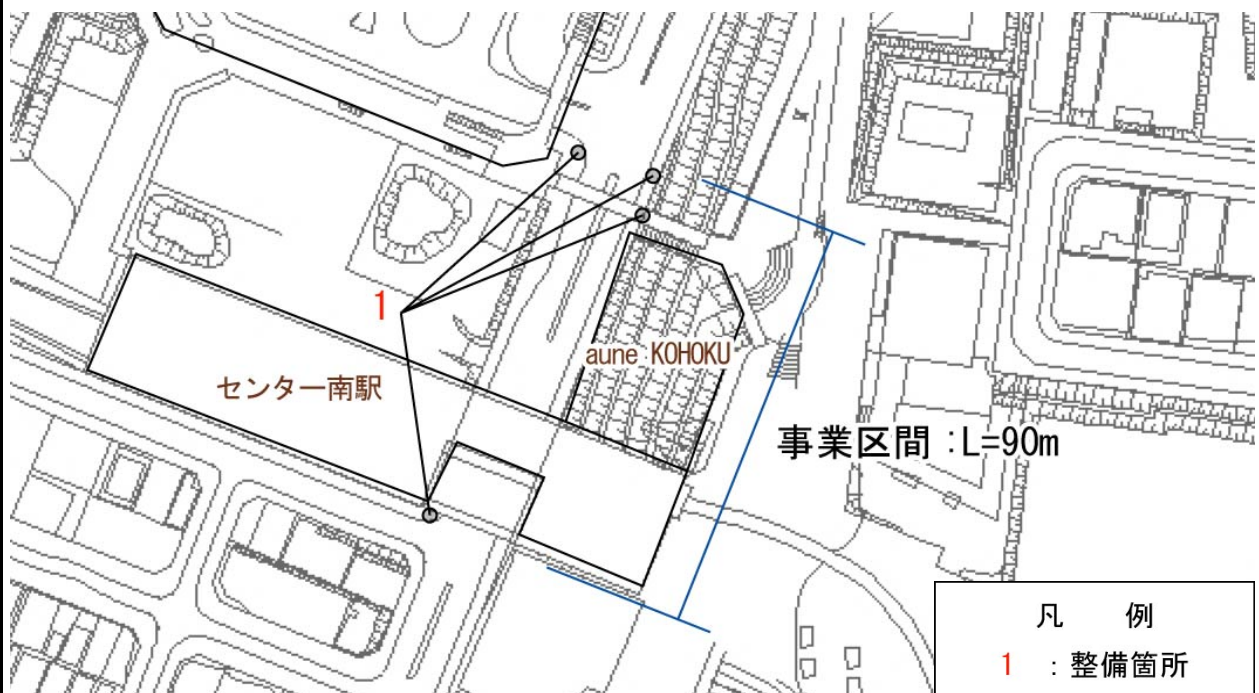
〔経路〕：センター南駅からセンター南駅広場をつなぐ経路である。
 〔課題〕：交差点部における視覚障害者誘導用ブロックが劣化している。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	4	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（B）】

経路名：⑭茅ヶ崎東小学校前（中川235, 305, 408）
 事業区間：センター南駅自転車駐車場前～茅ヶ崎公園
 事業延長：800m
 事業実施予定期間：平成26年度

【整備方針】

[経路]: センター南駅自転車駐車場前から茅ヶ崎公園を結ぶ経路である。
 [課題]: 視覚障害者誘導用ブロックがJIS規格外であり、また階段部等での視認が困難な状況ある。
 [対策]: 視覚障害者誘導用ブロックの改修

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	4	3~5
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	2	1,2
その他				
植栽柵の補修	箇所	1	6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑮aune KOHOKU 横（中川243）
 事業区間：センター南駅広場～auneKOHOKU横
 事業延長：70m
 事業実施予定期間：平成26年度

【整備方針】

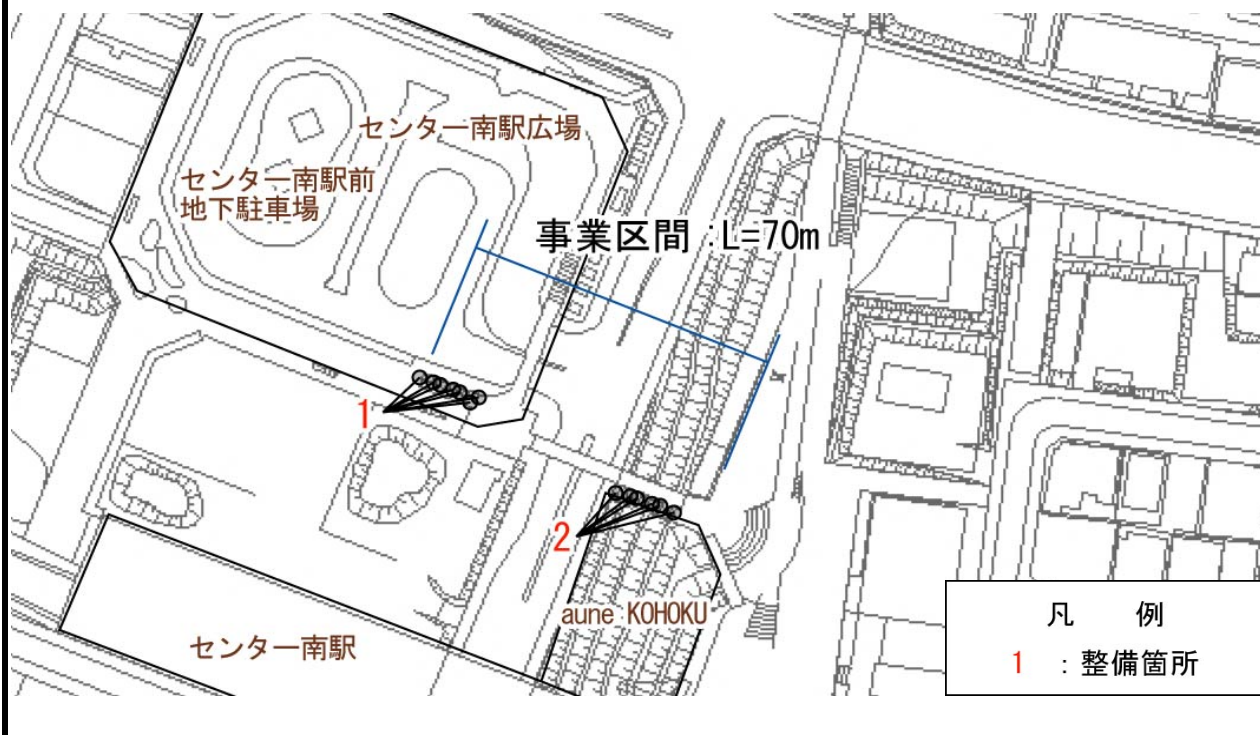
〔経路〕：センター南駅広場からauneKOHOKU横に至る経路である。
 〔課題〕：階段部における視覚障害者誘導用ブロックの敷設が、マンホール上にあることから、踏み越える可能性があるなど、通行上危険である。
 〔対策〕：マンホール上への視覚障害者誘導用ブロックの敷設をするなど、認識しやすい形状とする。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
バス停部・階段部の部分敷設	新設	箇所	13	1, 2

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑩センター南駅広場（中川234, 235, 297）

事業区間：センター南広場周辺

事業延長：690m

事業実施予定期間：平成23年度～平成24年度

【整備方針】

[経路]：センター南広場周辺

[課題]：歩行者と自転車が同じ空間にいることから、歩行者にとって安全な歩行空間が確保されておらず危険である。

視覚障害者誘導用ブロックが蛇行していることから、経路誘導を検討する必要がある。

[対策]：経路誘導について、視覚障害者誘導用ブロックを直線的に配置する。

3.5m幅の歩行空間を確保し、舗装を改修する。

【事業内容】

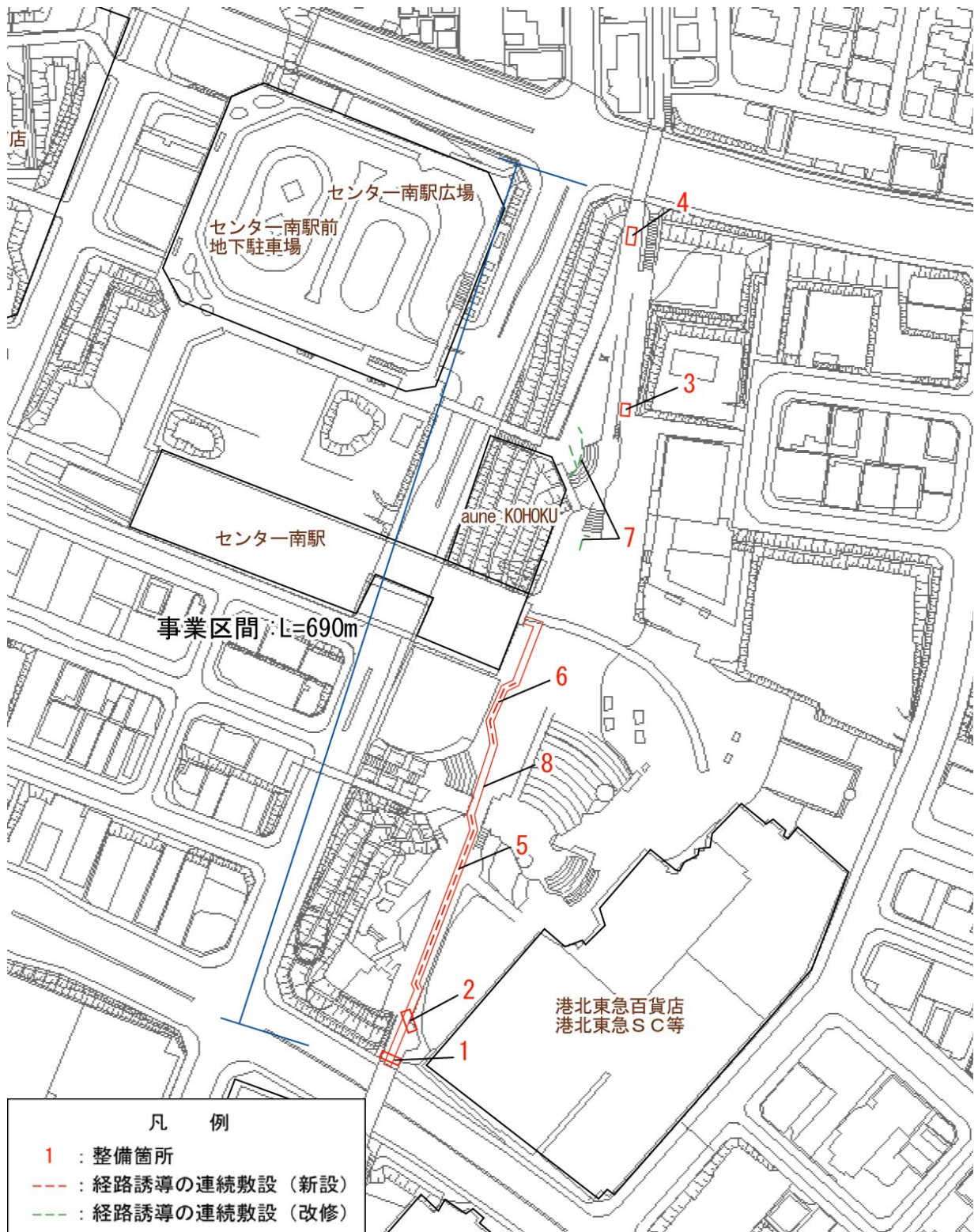
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	710	1~4, 8
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	110	5, 6
	改修	m	130	7
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
休憩場所の設置		箇所	1	3

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図

次頁に記載

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経 路 名：⑰都筑区総合庁舎前（中川149, 220, 222）

事 業 区 間：都筑ふるさと歩道橋（歩道橋を含む）～昭和大学横浜市北部病院前

事 業 延 長：280m

事業実施予定期間：平成23年度～平成24年度

【整備方針】

〔経路〕：都筑ふるさと歩道橋から昭和大学横浜市北部病院前へ至る経路である。

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの劣化があり、また、舗装の損傷等があることから平坦な歩行空間が確保されていない。

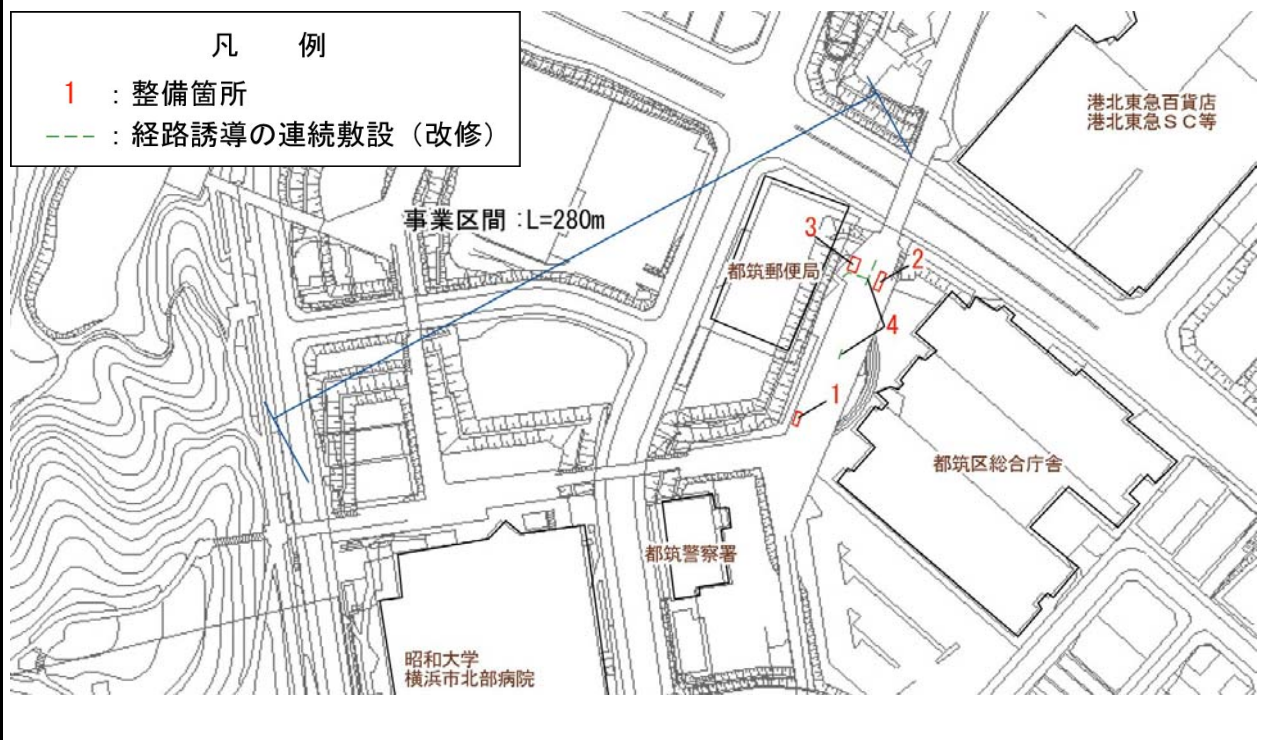
〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックと舗装の改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修		箇所		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	200	1, 2, 3
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	110	4
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑩そよ風・見晴らし歩道橋（中川150, 155, 157）

事業区間：昭和大学横浜市北部病院前～見晴らし歩道橋（歩道橋を含む）

事業延長：200m

事業実施予定期間：平成25年度～平成26年度

【整備方針】

〔経路〕：昭和大学横浜市北部病院前から見晴らし歩道橋に至る経路である。

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの劣化があり、舗装の沈み込みがある。

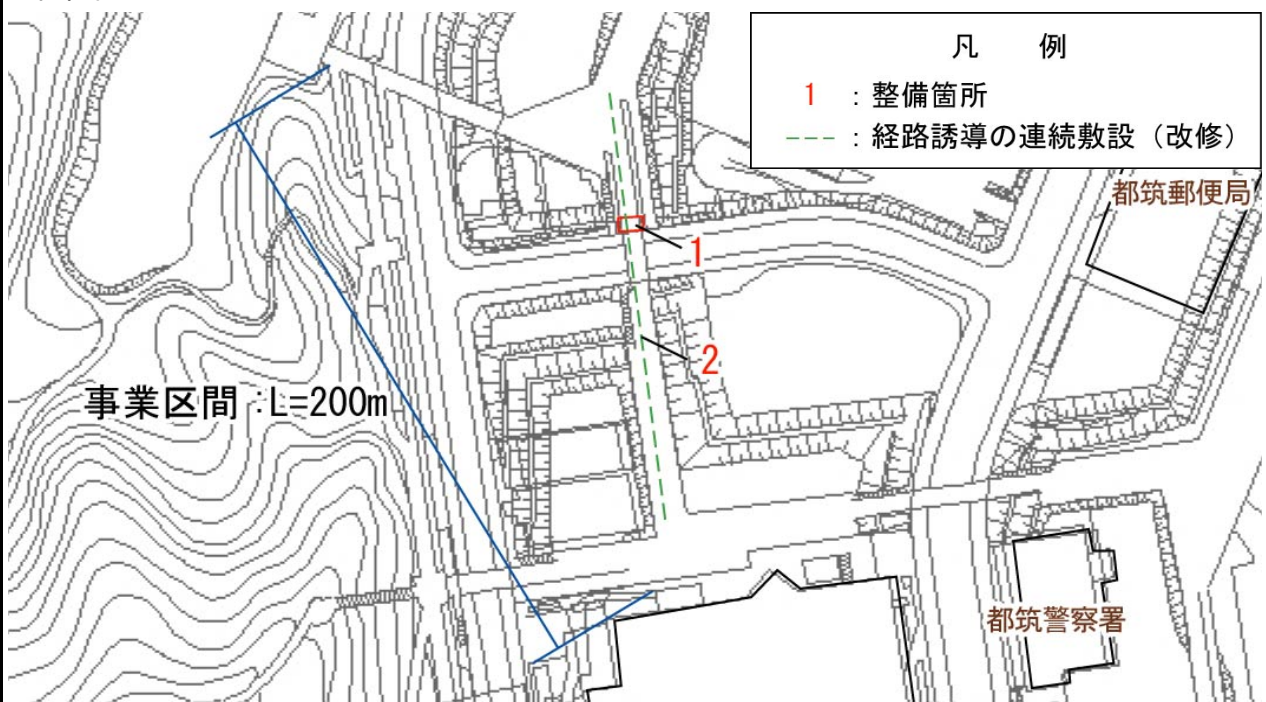
〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修、舗装の改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	20	1
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	120	2
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑨都筑警察署前（中川219, 222、荏田321）
 事業区間：都筑警察署前～福祉活動拠点「かけはし都筑」
 事業延長：180m
 事業実施予定期間：平成25年度～平成26年度

【整備方針】

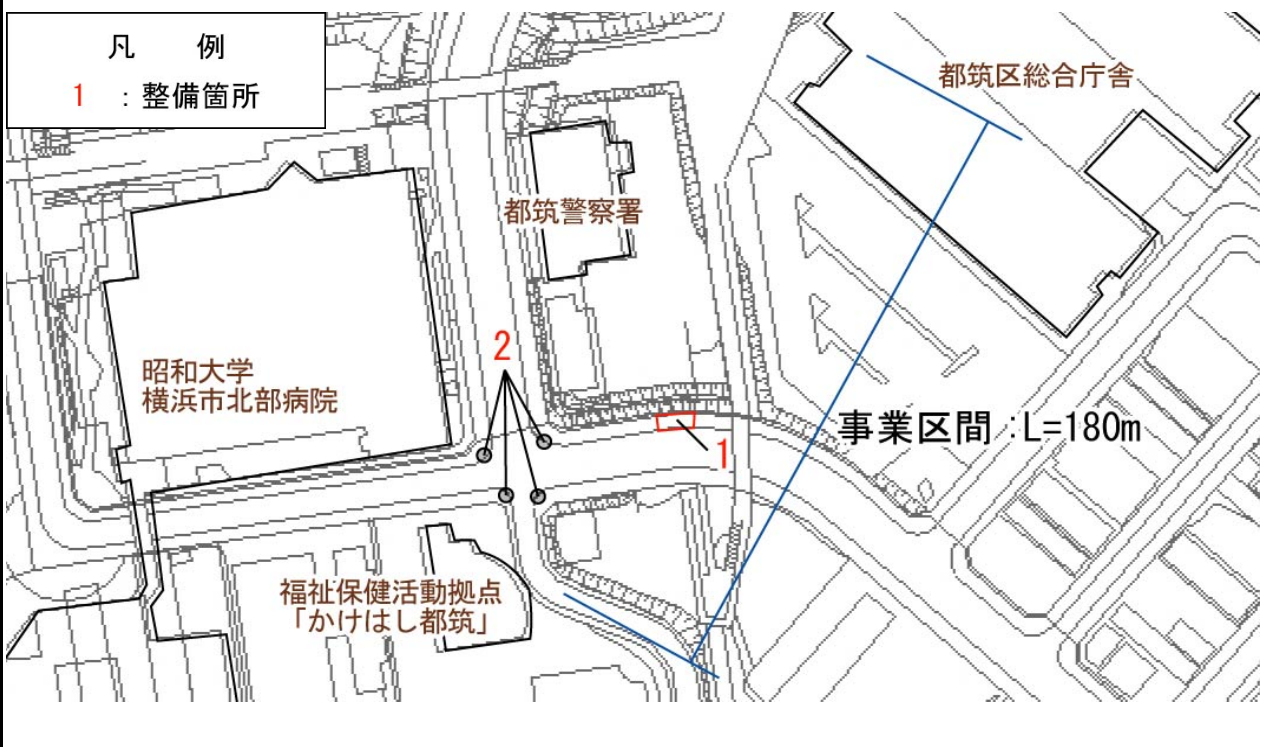
〔経路〕：都筑警察署前から福祉活動拠点「かけはし都筑」に至る経路である。
 〔課題〕：車道横断部での段差・すりつけ勾配のきつい箇所や視覚障害者誘導用ブロックが未設置の区間がある。
 〔対策〕：車道横断部での段差・すりつけ勾配の改修や視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²	40	1
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	4	2

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



■特定事業計画書 【生活関連経路（A）】

経路名：⑳キーサウス前（中川300）
 事業区間：センター南駅前～キーサウス前
 事業延長：60m
 事業実施予定期間：平成25年度～平成26年度

【整備方針】

〔経路〕：センター南駅前からキーサウス前に至る経路である。
 〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの輝度比が不足している。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックを改修する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行者空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	1

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

■位置図



7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。
- ・ 案内サインについては、基本構想等をふまえ、横浜市で全体計画を作成します。各事業と調整し、道路上の案内サインについて設置を行っていきます。

また、全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
都筑区タウンセンター周辺地区
道路特定事業計画

平成22年6月

横浜市都筑区都筑土木事務所

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話:045-942-0606 FAX:045-942-0809

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話:045-671-2731 FAX:045-651-6527

ホームページ: <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/index.html>